

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在を理由に不開示決定としたことは妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和元年 5 月 7 日付けで沖縄県情報公開条例(平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、中部土木事務所長名で発出された開発許可に関する証明について、沖縄市企画部プロジェクト推進室から発出された弁明書に記述されている「沖縄市都市整備室都市計画担当を通して、中部土木事務所から不要であるとの回答が口頭で得られた」に関する回答の有無及び回答日時を記録した資料について、公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、開示請求の内容に該当する資料が存在しないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分(以下「本件処分」という。)を行い、令和元年 5 月 13 日付け中土第 6-13 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、令和元年 5 月 15 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和元年7月24日付けで条例第21条の規定により、沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に本件処分の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

開示請求の内容に該当する資料が不存在であれば、開示請求の内容に関する事実を証する証言等の調査をしたうえで、回答の有無及び回答日時についての記述文書、その他の物件の開示を求める。

2 審査請求の理由(要旨)

本件不当な処分は、行政不服審査法に違反する可能性があると考えらる。

本件処分が行われた開示請求の内容については、行政不服審査法に基づいた審査請求手続きに関する重要な事項であり、中部土木事務所長名で発出された開発許可に関する証明について、沖縄市から発出された弁明書に記述された「沖縄市都市整備室都市計画担当を通して、中部土木事務所から不要であるとの回答が口頭で得られた」との記述内容について、事実関係を検証する必要があるにもかかわらず、すべてが口頭で行われ、その事実を証する書類その他の物件を一切残さず「開示請求の内容に該当する資料が存在しないため」との理由で処分を行う事は、極めて不当な処分であり、請求者にとっては到底看過することはできない。

以上の点から、本件不当な処分について、開示請求の内容に該当する資料が存在しないためとの理由により、開示請求の内容について、その事実を証する証言等の事実関係を調査したうえで、回答の有無及び回答した日時を記述した文書その他の物件の開示を求める為、本審査請求を提起した。

3 審査請求人の反論書(要旨)

弁明書では、本件請求に係る「回答の有無及び回答の日時を記録した資料」は存在しないが、沖縄市から発出された弁明書に記述された内容については、中部土木事務所長の見解を記述すると弁明している。

しかし、審査請求の趣旨に記述したとおり、開示請求の内容に該当

する資料が不存在であれば、開示請求の内容に関する事実を証する証言等の調査をしたうえで、回答の有無及び回答日時についての記述文書、その他の物件の開示を求めているものであり、中部土木事務所の見解を求めているものではない。

また、弁明書には審査請求の趣旨に記述した内容に何ら触れることなく、本件不当な処分について、開示請求の内容に該当する資料が存在しないとの理由を再度弁明しているだけであり、論点をすり替えた弁明であると言わざるを得ない。

よって、処分庁としての説明責任を果たしているとは到底認められず、審査請求人の請求の趣旨を十分理解したうえで、審査請求人が理解できるよう丁寧な弁明をしていただきたい。

以上のことから、本件処分については、処分庁による不当な処分の理由により、該当公文書その他の物件の開示を求める。

第4 実施機関の弁明書等（要旨）

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は概ね次のとおりである。

本件請求に係る「回答の有無及び回答日時を記録した資料」は存在しないが、沖縄市から発出された弁明書に記述された「沖縄市都市整備室都市計画担当を通して、中部土木事務所からは不要であるとの回答が口頭で得られた」について、中部土木事務所の見解を下記に記述する。

平成29年12月25日付証明第26-65号開発許可不要証明の開発許可不要理由は、「都市計画法第29条第1項第3号、同法施行令第21条第1項第3号に規定する建築物」に該当するためである。よって、「開発の敷地面積を拡充しても、当該開発許可不要理由が変わらない計画」であれば、開発許可不要と判断できる。

また、審査会から実施機関へ文書の再検索の依頼に対する実施機関の回答は、次のとおりである。

通常、口頭でのやり取りは逐一記録していません。ただし、各担当の判断で相談事項の資料を残すことがあります。その際、中部土木事務所建築班では「相談綴り」のファイルに相談内容と回答内容を紙で保管しますが、今回の内容に該当する資料は存在しませんでした。

第5 審査会の判断理由

審査会は実施機関に対し、審査請求書に記載されている「開発許可の手續きに関する架電の日時等」が記録された文書及びこれに相当する文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。

その結果、実施機関の当該確認に対する前記の回答を受けて、本件請求の「沖縄市都市整備室都市計画担当を通して、中部土木事務所からは不要であるとの回答が口頭で得られた」に係る回答日時を記録した文書、その他関連資料は存在しないことが確認された。

よって、実施機関による当該確認に対する「通常、口頭でのやり取りは記録していない」旨の回答及び該当する資料がなお存在しなかったと実施機関が判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった文書は存在しないものと認められる。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁 護 士	会長職務代理者
仲村 剛	弁 護 士	
新見 研吾	弁 護 士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年7月25日	諮問書受理
令和元年8月9日	審議（第306回）
令和元年9月3日	審議（第307回）